

様式第13号 工事監理等業務委託契約約款 新旧対照表

新	旧
<p>(談合等不正行為があった場合の発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第32条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項(_____第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、<u>第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。</u></p> <p>(2)の2 受注者が独占禁止法第7条の2第1項ただし書(<u>第8条の3において準用する場合を含む。</u>)の規定による命令を受けなかったと認められるとき。</p> <p>(2)の3 受注者が独占禁止法第7条の4第7項(<u>第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。</u>)又は第7条の7第3項(<u>第7条の9第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。</u>)の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 受注者は、この契約に関して独占禁止法<u>第7条の4第7項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)</u>又は第7条の7第3項(<u>第7条の9第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。</u>)の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。</p>	<p>(談合等不正行為があった場合の発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第32条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項(<u>同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。</u>)_____若しくは<u>第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。</u></p> <p>(2)の2 受注者が独占禁止法第7条の2第1項ただし書_____の規定による命令を受けなかったと認められるとき。</p> <p>(2)の3 受注者が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項_____の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 受注者は、この契約に関して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項_____の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。</p>